

練馬区立石神井西小学校 P T A 規約

保 存 版

令和 7 年 3 月発行

練馬区立石神井西小学校PTA規約

第1章 名称と事務所

- 第1条 この会は練馬区立石神井西小学校PTAと称し、事務所を同校（東京都練馬区関町北1-1-5）におく。

第2章 目的および活動

- 第2条 （目的） この会は子どものしあわせをめざして、家庭と学校と地域社会がそれぞれの立場で協力しあい互いの向上と親睦をはかる。

- 第3条 （活動） この会は第2条の目的をはたすため、次の活動をする。

1. 学校と家庭とが連携をはかり、教育に対する理解を深める。
2. 保護者と教員との話し合いや学習につとめる。
3. 子どもたちの住みよい生活環境を作ることにつとめる。

第3章 方針

- 第4条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って行動する。

1. この会は、自主独立のもので、他のいかなる政党宗教団体等の干渉も受けず、また営利目的とする行為は行わない。
2. この会は児童の福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
3. この会は教育財政の確立のために保護者教員の声を国および自治体に反映させる。
4. この会は教育の問題について意見を述べたり討議したりする学校の管理や人事に干渉しない。

第4章 会 員

- 第5条 この会の会員は、次の通りである。

1. 練馬区立石神井西小学校に在籍する生徒の保護者、および練馬区立石神井西小学校に勤務する教職員。
2. この会へは任意で入会とし、退会もできる。

第5章 会 計

- 第6条 この会の経費は会費および寄附金その他の収入によって支弁する。

- 第7条 この会の会計は総会において議決された予算に基づいて、行われる。

- 第8条 この会の会費は、運営委員会において議決し総会に報告する。

- 第9条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告し、承認を得なければならない。

- 第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役 員

- 第11条 この会の役員は次の通りとする。

1. 代 表 保護者2名以上および副校長
2. 庶 務 保護者1名以上および教職員1名
3. 会 計 保護者1名以上および教職員1名
4. 校外委員 保護者2名以上および教職員1名

- 第12条 役員の任務は次の通りとする。

1. 代 表…この会を代表し、会務を総括する。
2. 庶 務…この会の議事ならびに、活動に関する重要事項を記録し運営上必要なすべての事務を処理する。
3. 会 計…この会の会計事務を処理し、また財産を管理し総会において決算を報告する。
4. 校外委員…子どもたちの安心・安全な環境を作るための活動を行う。

- 第13条 役員の任期は1年とする。但し同じ役員の職については1回限り再任することができる。

- 第14条 役員は兼任することができない。

第15条 役員に欠員が生じた時は、運営委員会にはかり承認決定後、全会員に報告し補充する。
補充によって就任した役員の任期は前任者の残りの期間とする。

第16条 役員選出は次の方法で行う。
役員候補者は互選会で選出し、運営委員会に報告、年度末総会において承認を求めて決定する。
但し、教員役員はこれに準じない。

第7章 会 計 監 査

第17条 会計監査は2名で構成され、その年度の会計を監査し、年度初総会にその結果を報告する。

第18条 会計監査は役員とは兼任する事はできない。

第19条 会計監査の選出は、役員による一般公募で選出し、運営委員会に報告、年度末総会において承認を求めて決定する。

第8章 総 会

第20条 1. 総会は、この会の最高議決機関であって全会員をもって構成する。なお、形式としては対面総会あるいは書面総会(電磁的方法を含む)とする。

2. 会員の議決権は1家庭につき1票とする。

第21条 総会は毎年年度初めと年度末に定期に開くほか、運営委員会が必要と認めた時、又は、家庭数の5分の1以上の要求があった時に臨時に開く。

第22条 毎年次の定期総会を開く。

1. 通常総会

会員の異動並びに新役員に関する報告、会計監査を経た前年度決算報告の承認、新年度の活動計画および予算の審議および承認。

2. 年度末総会

新年度の役員および会計監査担当の承認、年間活動報告の承認、次年度会費額の決定。

第23条 総会は家庭数の5分の1以上の出席をもって成立する。但し委任状は出席とは認めるが議決権はない。

書面総会(電磁的方法を含む)での決議は、原則として、会員の書面による議決権により決議するものとする。この場合において、家庭数の3分の1以上の議決権行使書の提出があった場合に総会は有効なものとする。

第24条 総会の議決は出席家庭数の過半数の同意を必要とする。書面総会での決議は、議決権行使提出者の過半数で決する。なお、可否同数のときは、否決とする。

第25条 学校長および副校長はすべての会に出席し意見を述べることができる。

第9章 役 員 会

第26条 役員会は役員で構成される。

第27条 役員会は、運営委員会に提案する事項、その他必要事項を協議する。

第10章 運 営 委 員 会

第28条 運営委員会はこの会の役員、会員および学校長を以って構成する。

第29条 運営委員会は毎月開くことができ、次の事項について審議する。

1. 総会に提出する議案を作成

2. 役員会で協議された事項

3. 会員からの特に委任された事項

4. 役員および会計監査の欠員を生じた時の補充

5. その他運営委員会が必要と認めた事項を審議決定することができる。

第30条 運営委員会は役員の半数以上または各役職1名ずつが出席しなければ成立しない。

第11章 委 員 会

第31条 この会の委員会には、特別委員会がある。

〈特別委員会〉

第32条 特別委員会は特定の目的を遂行するため、運営委員会で必要と認めた時設けることができる。
特別委員会は、その目的を果たすため、年度にまたがる時はそのまま存続する。

第12章 規約改正

第33条 この規約は、総会において、出席家庭数の3分の2以上の賛成により改正することができる。
書面総会での決議は、議決権行使提出者の3分の2以上の賛成により改正することができる。
但し、改正案は総会の少なくとも7日前には、その内容を全会員に通知しなければならない。

第13章 細則

第34条 この会の運営に関し必要な細則はこの規約に反しない限りにおいて、運営委員会が定める。
運営委員会は細則を制定し又は、改廃した場合は文章をもって全会員に通知しかつ次期総会に報告しなければならない。

第14章 個人情報の保護

第35条 この会が第2条に規定する目的の達成のため、PTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理について、「個人情報取扱規程」を定め適正に運用するものとする。

付則 この規約は昭和59年4月1日より改訂施行する。

昭和60年3月 7日、一部付加。

平成 2年4月 1日、一部改訂。

平成 3年4月 1日、一部改訂。

平成 4年4月 1日、一部改訂。

平成 9年3月14日、一部付加・改訂。

平成 9年5月31日、一部改訂。

平成12年3月15日、一部改訂。

平成15年3月12日、一部付加・改訂。

平成16年3月 3日、一部付加・削除・改訂。

平成18年3月 1日、一部改訂。

平成20年3月 3日、一部改訂、削除。

平成31年4月 1日、一部付加・改訂。

令和 2年4月 1日、一部付加。

令和 5年4月 1日、一部改訂。

令和 5年5月25日、一部改訂、削除。

令和 7年3月19日、一部改訂、削除。

石神井西小学校PTA細則

第1条 会費

1. 会費は1家庭あたり年額2,000円とする。但し、この会の運営において特別な事情がある場合はこの限りではない。また、会費は会員の負担を軽くするため、適正金額とし、剰余金を含めて毎年検証を行い決定することとする。
2. 納入方法は、年1回、一括納入とする。
 - ① 転入の場合は転入月より徴収する。
 - ② 転出の場合は転出する14日前までに連絡し、連絡があった場合のみ返金する。

第2条 サークル活動

1. 会員が、相互の親睦を図るため活動する有志の集まりをサークルという。
2. サークルは、代表の承認を受けて活動できるが、承認する時は、運営委員会に諮り、議決を得なければならない。解散についても同様とする。

3. サークル活動は、それぞれ自主的に運営する。
4. サークル活動費は父親ソフトボール部、バレーボール部、卓球部に対し、新年度4月1日の時点で活動しているサークルに対して支給することが出来る。
5. サークル活動の際の備品に関して
 - ① 高額備品は年度末に予算として申請し、承認を得なければならない。
年度初総会に諮り、承認決定後支給とする。
 - ② 備品故障の際、学校にて未購入の備品のみ都度役員会に諮り、議決を得なければならない。
 - ③ 必要消耗品においては、各サークル内で負担とする。

第4条 この細則は、運営委員会において、出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。
但し、改正案は、運営委員会の開催の少なくとも7日前にはその内容を運営委員に通知する。

付 則 昭和59年4月1日より実施する。
昭和60年4月 1日、一部改訂。
昭和62年4月 1日、一部改訂。
平成 元年4月 1日、一部改訂。
平成 9年3月14日、一部改訂。
平成 9年5月31日、一部改訂。
平成10年1月31日、一部改訂。
平成12年3月15日、一部改訂。
平成15年3月12日、一部改訂。
平成16年3月 3日、一部改訂・付加。
平成20年3月 3日、一部改訂。
平成26年6月 6日、一部改定。
平成31年4月 1日、一部付加。
令和 2年4月 1日、一部改訂。
令和 5年4月 1日、一部改訂。
令和 5年5月25日、一部改訂。
令和 7年3月19日、一部改訂、削除。

練馬区立石神井西小学校PTA慶弔内規

第1条

この規程は、石神井西小学校PTAに関する慶弔見舞金の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

第2条

会員相互の親睦をはかるために、次の弔慰を行う。

弔慰見舞

1、会員および在学児童が死亡した時 5,000円

第3条

次の場合には表意を行う。

1、児童 傷病見舞（入院1ヶ月以上） 3,000円

2、PTA会員 会員会務並びに教員公務のため不慮の傷害を受けた時には、役員会において処理する。

見舞金 3,000円程度

第4条

前各条に属さない事項または特に審議を必要とする場合は運営委員会において決定する。

但し、緊急の場合には会長、副会長において処理し運営委員会に報告する。

付 則 本内規は昭和59年4月1日より実施する。

平成31年4月1日、一部改訂。

令和 5年4月1日、一部改訂。

令和 5年4月1日、一部改訂。

令和 5年5月25日、一部改訂、削除。

令和 7年3月19日、一部改訂。